令和3年度

市民後見人養成研修開催のお知らせ

市民後見人ってどんな人?

市民後見人は、認知症や障がい等の理由で判断能力が十 分ではない方を支援します。同じ地域に住む市民が後見人 になることで、住み慣れた地域でのきめ細かな後見活動が

●年齢が25歳以上(令和3年12月31日現在)であること

●弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体に

●説明会及び全ての研修カリキュラムに参加できること

●研修修了後、市民後見人として活動できること など

可能となります。制度を必 要とする方の立場から、生 活を支援するために何が 最善かを考える市民後見 人は、成年後見制度の新た な担い手です。

市民後見人の条件は?

●上川中部1市8町内に居住していること

後見人候補者として登録していないこと



市民後見人の主な仕事

財産管理

本人の資産や収支内容を的確に把握し、計 画的に必要な支出等を行います。具体的に は金融機関との取引、預貯金の管理、年金等 の受取り、施設や家賃・公共料金等の支払い などです。

身上保護

定期的な訪問によって、本人が適切に生活 できているかどうかを把握し、必要に応じ て医療・福祉サービス等の手続きをします。



これらの活動は・・・

旭川成年後見支援センターや専 門家の支援を受けながら行いま す。また同センターや家庭裁判 所に本人の財産状況や活動内容 を定期的に報告します。

令和3年度市民後見人養成研修(予定)

□基礎講義(全5日):

9/4~10/9の土曜日(9/25は除く)

□体験学習:10月中旬(1日)

□レポート:受講前と

受講終了時

※研修日程は7月上旬に 正式決定します。



市民後見人養成研修説明会

日時 令和3年7月27日火 18:30~20:30 ところ ときわ市民ホール 4階多目的ホール 「市民後見人養成研修」を受講する方は、この説明会 への参加が必須です。

事前にお電話等でお申込みください。

※研修や説明会の日程等は変更になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。

お問合せは

旭川市社会福祉協議会旭川成年後見支援センター

旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 TEL 23-1003 / FAX 23-1118 Eメール kouken@north.hokkai.net 開設時間 8:45~17:15 (月~金曜日)

※この事業は上川中部の1市8町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町)から受託して実施しています。

図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお待ちしています。 ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に 1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発 送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて

【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 【応募締切】令和3年6月30日めまで(当日消印有効)

【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(右ページ参照)まで

※ご音目・ご咸相で得た個人情報は、プレゼントの地選及び発送以外に使用しません



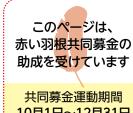
はじまりは あなたの笑顔から

ご意見・ご質問を募集 しています! 「旭川市 社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

http://www.asahikawa-shakyo.or.jp 〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール chiiki@north.hokkai.net 【神楽事務所】 〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790





住民会員会費への ご協力をお願いします!

社会福祉協議会が取り組んでいるさまざまな事業は、市内に お住まいの皆さんからの住民会員会費によって支えられてい ます。福祉活動やボランティア活動などに直接参加できなくて も、会費を納めることで、地域の福祉活動の支援につながる「住 民相互による支えあい」の仕組みです。



は地区社会福祉協議会の活動に活用しています。



旭川市社会福祉協議会が取り組む事業

- ◆ボランティアセンター事業 ボランティア活動について「活動したい人」 と「必要としてる人」をつなぎます。
- ◆広報紙「社協あさひかわ」の発行
- ◆各種研修会の開催
- ◆その他、地区社協が取り組む事業に 活用させていただいております



この住民会員会費は、戸別にまたは町内会費の一部 から、各地区社会福祉協議会を通して納めていただ いております。

5事業の事務所が移転しました

5月1日より、次の 5つの事業が神楽事 務所から5条事務所 ● 認知症サポーター等養成事業 へ移転しました。

- ファミリーサポートセンター 介護型事業
- 認知症高齢者見守り事業
- ●福祉除雪サービス事業
- 見守り配食サービス事業

電話番号については決まり次第ご案内しますので、各事業への 問い合わせは5条事務所までお願いします。ご不便をおかけい たしますが、今後も変わらぬご支援・ご協力をお願いします。

地区社会福祉協議会が取り組む事業

◆地域支えあいのまちづくり推進事業

【安心見守り事業】

病気や障がい等の理由で日常生活の中で不安を抱えてい る方などを隣近所の住民が見守る活動です。

【ふれあいサロン事業】

地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人とをつ なぐ交流の場として、地域住民が運営しています。





神居雨紛地区社会福祉協議会 ふれあいサロン

北星地区社会福祉協議会 メモリアルウォーキングサロン

【啓発·養成·研修事業】

住民同士の交流や地域のつながりを築くことを目的に、研 修会や学習会などを開催しています。

- ◆その他、地域の特性に合わせた事業に 活用させていただいております
- ●多世代交流のための活動
- ●地域のお祭りなどの行事活動 など